

情報通

2020. November 11月号

発行：東京税理士会 情報システム部
 題字：神津 信一 (四谷)
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

「税理士情報フォーラム2020」の概要について ～電子申告の先にある税理士業務のデジタル化対応とは～

情報システム部委員 菅沼 俊広

1. 本年の「税理士情報フォーラム2020」について

例年、東京税理士会館において集合型研修で開催している「税理士フォーラム2020」につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、集合型で開催することが困難となったため、下記のご案内のとおり、講演等に限定したウェブ配信を実施することになりました。

感染予防のため、三密回避により、対面型の研修や会合の開催が困難となり、ウェブ会議やテレワークを中心としたデジタル化が急速に進展しています。

税理士業務も年末調整手続きの電子化、マイナポータル情報連携に加えて、コロナ関連の給付金や助成金の電子申請が行われ、昨今のデジタル化対応が今後避けて通れなくなってきています。電子申告については対応したものの、これからの税理士業務や関連業務のデジタル化にどのように対応していくことが必要なのか、国・行政機関の方向性と税務会計ソフトを開発・販売している民間機関の対応について、有識者による講演をしていただきます。また、本年10月から開始される年末調整電子化や今後活用されていくことが予定されているマイナポータル情報連携・活用・行政手続きのデジタル化についてその問題点や対応策を、内閣府担当者、マイナンバー制度に詳しい税理士、電子申告や国税関係のシステム状況に詳しい税理士を交えてパネルディスカッション方式で意見交換を行います。

パネルディスカッションの内容は、年末調整電子化、マイナポータル活用(情報連携)、税理士業務の行政手続きデジタル化対応について事前に取り纏めた情報システム部委員からの質問・問題点を中心にパネリストで議論していくというものです。パネルディスカッションで検討する主な内容は以下の通りです。

2. パネルディスカッションの内容について

(1) 年末調整電子化

① 本年10月1日から国税庁より年末調整控除申告書作成用ソフトウェア(年調ソフト)が提供されているが、このソフトウェアの使用方法はどのようなものか、業務が簡単になるのかどうか、年末調整控除申告書作成用ソフトウェアでは電子化された生命保険料控除証明書等の証明書を取得することになるが、取得方法はどのようなものか、利便性は向上するのか。

② コロナウイルス対策も加味した働き方改革の広がりの中で副業の容認・推奨等により「確定申告をしなければならない人」の増加(純粋な給与所得者の減少)によって年末調整がされたものの確定申告義務者となる人が増加すると考えられ、年末調整不要論も出てきているが年末調整は廃止されるのか。

③ 給与支払者に義務付けられている年末調整事務作業は、今般の所得金額調整控除の創設や配偶者控除、扶養控除などの合計所得金額要件の見直しにより複雑化し、さらに扶養親族の個人情報(要配慮情報)の取得が必要になるなど、受け取った情報の管理についても慎重な対応が求められる等、事務負担が増大してきているが、年末調整を廃止して将来的に確定申告だけの対応となる可能性はあるのか。

(2) マイナポータル活用(情報連携)

① 年末調整は、各種控除証明書等の電子化や上述年調ソフトを使用し、さらにマイナポータル情報連携を利用することによって、作業の効率化や所得税確定申告の容易化をはかることが本当にできるのか。

② 年末調整や確定申告が電子化されると、計算チェックや確認等の作業は減少できるのか。

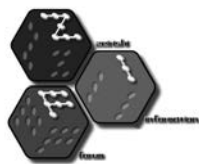
③ マイナポータルの機能として情報連携があり、これを活用するスケジュールが国から公表されているが、その実現性と情報管理はどのようにするのか。

(3) 税理士業務の行政手続きデジタル化対応

① 申告申請業務の電子化が国税通則法のもとで進展していくが、コロナ関連給付金・助成金やワンストップサービスについては今後どうなっていくのか。

② 小規模事業者は、自社で年末調整計算ができないところも多々あるが、税理士事務所との連携部分でどのような規制がかかり、問題点が生じるのか。

③ デジタル化対応は分からない、セキュリティ面での不安が大きいため対応したくないと考えている税理士(デジタルデバインド・情報格差)への対応や救済策は誰が考えているのか。



ご案内

「税理士情報フォーラム2020」ウェブ配信について

例年開催している本会情報システム部主催の「税理士情報フォーラム」は、新型コロナウイルス感染拡大の情勢に鑑み、講演のウェブ配信を行うこととなりました。配信日程及びコンテンツは以下のとおりです。

配信日程：令和2年11月9日(月)～15日(日)の期間限定配信

講演①	テーマ：国税関係の行政手続きのデジタル化について(行政部門) 講師：内閣官房 番号制度推進室 情報通信技術(IT)総合戦略室 内閣府 大臣官房番号制度担当室 参事官補佐 筧文貴氏	1時間
講演②	テーマ：国税関係の行政手続きのデジタル化対応について(民間部門) 講師：弥生株式会社 代表取締役社長 岡本 浩一郎氏	1時間
講演③ パネルディスカッション	テーマ：国税関係の行政手続きのデジタル化対応について(税理士業務部門) パネリスト：① 内閣官房 番号制度推進室 情報通信技術(IT)総合戦略室 内閣府 大臣官房番号制度担当室 参事官補佐 筧文貴氏 ② 税理士 鈴木 涼介氏 ③ 税理士 遠山 優里氏 【司会】情報システム部 菅沼 俊広 委員	1.5時間



《研修受講時間の登録について》

上記の3講演は、「東京会マルチメディア研修」にて配信いたします。また、映像の最後にそれぞれ表示される研修確認コード(4桁)と受講日をご申請いただくことで、研修受講時間に算入されます。視聴方法及び研修受講時間の申請方法は以下のとおりです。

(1) 本会ホームページ内「会員専用ページ」にログイン後、「研修サイト」へアクセス

(2) 「研修サイト」内《自己申請》>《マルチメディア受講認定申請》を選択

(3) ①配信日：11月9日、②配信区分：「本会」を選択し、当該研修タイトルを検索

(4) 当該研修の「申請」ボタンをクリックし、動画後半に表示される確認コード(4桁)と受講日を入力の上、登録

※1. 当講演動画の受講時間申請は、研修受講後1か月以内に必ずご登録ください(以後の登録はできなくなりますのでご注意ください)。

※2. 当講演の映像、音声及び配信ページに掲載する講演資料の複製・転用・再配付などの二次利用することを固く禁じます。